



『SC』は シルバー人材センター、『県シ連』は 鹿児島県シルバー人材センター連合会、『全シ協』は 全国シルバー人材センター事業協議会
『高齢法』は 高齢者等の雇用の安定等に関する法律の略です。 ☎ 0996-52-3363



暑中お見舞い申し上げます



盛夏の候 会員並びに関係各位には、ご健勝のこととお慶び申し上げます。

このたよりが届く頃、梅雨明け情報が流れているかもしれません。いよいよ夏本番を迎えますが、会員の平均年齢73歳のセンターにとっては、安全就業の確保をはじめ厳しい季節を迎えることになります。

地球温暖化が進む中、今夏も、間違いなく危険な暑さを体感しなければならないと思います。就業予定と併せて、天気予報も注視しながら、暑さ対策と危険回避に努めてください。健康と安全安心が第一ですので、くれぐれもご自愛のほどご祈念申し上げます。

なお、熱中症対策として、令和3年7月に作成した「除草作業等夏場（酷暑時期）作業ガイドライン」を3頁に掲載しましたので、確認のうえ、当センター安全就業の重点実施事項である、※KYT（危険予知訓練）活動を実践され安全就業を確保してください。

□ KYT（危険予知訓練）とは

危険予知訓練は、職場や作業の状況のなかにひそむ危険要因とそれが引き起こす現象を、職場や作業の状況を描いたイラストシートを使って、また、現場で実際に作業をさせたり、作業してみせたりしながら、小集団で話し合い、考え合い、分かり合って、危険のポイントや重点実施項目を指差唱和・指差呼称で確認して、行動する前に解決する訓練です。

危険予知訓練は、危険（キケン、Kiken）の**K**、予知（ヨチ、Yochi）の**Y**、トレーニング（トレーニング、Training）の**T**をとって、**KYT**といいます。

1 新会員の紹介！

6月は1名の入会がありました。結果、男性192名、女性120名、計312名になりました。もっともっと「一緒に働きましょう!」、「一緒に楽しみましょう!」の声かけをお願いします。

No	新会員氏名	地域班(公民会)	年齢	性別	入会日
1	ひめのちよか 姫野千代香	薩摩班(金山)	60	女	R6.6.19



2 7月の入会説明会！

7月16日(火)
9時～
センターで

私、徳田が懇切丁寧に説明いたします。はいっ！

3 派遣事業就業案内！

就業希望の方はご連絡ください。担当は、業務係長 西 孝三、業務携帯は070-7665-4480です。
派遣先の事情に対応するため、先着順で対応しますのでご了承ください。

No.	募集定員	派遣先	就労場所	仕事内容	就労日	時間給	就労時間	その他
1	補充1名	日本管財環境サービス(株)	さつま町クリーンセンター	プラットホーム内業務	月・水・金	円 897	9:00 ～16:00	交通費 有

4 就業中に熱中症になったら！

シルバー保険で対処します！

熱中症のほとんどの事例が、「自分ではいつになったか分からない？」また、「なっても分からない？」という実態です。

したがって、就業中は、仕事仲間がお互いに様子を確認するなど、共働・共助の体制で安全就業を図ってください。それでも熱中症になったらシルバー保険で対処しますので念頭においてください。



死亡 保険金額	後遺障害 保険金額	入院 保険金額	手術 保険金額(*1)	通院 保険金額	熱中症危険 担保特約(*2)
600 万円	24 万円 ～600 万円	5,000 円	25,000 円又は 50,000 円	3,000 円	有

*1 手術保険金額は、入院保険金日額の 10 倍（入院中の手術）または 5 倍（入院中以外の手術）となります。
傷の処置や抜歯等、支払い対象外の手術があります。

*2 SC の仕事に従事中の「急激かつ外来による日射または熱射によってその身体に障害を被った場合には、普通
保険約款に規定する死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金、通院保険金」が支払われます。

熱中症になったら楽観視せずに、保険を活用され可能な限り入院し、静養とリフレッシュを図ってください。
なお、医師が熱中症と判断した場合、診断書は不要ですが、保険金請求額が 10 万円を超える場合は診断書
が必要になりますのでご承知おきください。センターには早めにご報告ください。

5 ハチ情報、ハチ刺され情報あり！

暑くなるとハチの活動が活発になり、巣の防衛力が高まり攻撃的になります。除草や剪定等の作業の際は、KYT（危険予知訓練）活動として、スプレー式殺虫剤の準備を念頭に作業を進めてください。

なお、スプレー式殺虫剤の使用については、下記のとおりお願いします。

①	まずは、センターに保管しているスプレー式殺虫剤を使ってください。使用の際は必ず職員に申し出てから使ってください。
②	センターへの申出にいとまがなく、会員が購入された場合は、代金は支払わずに、シルバー人材センター宛の納品書と請求書をもって提出してください。



6 マダニにも注意！

マダニの活動も活発になる季節です。マダニに咬まされると、重症熱性血小板減少症候群、ダニ媒介脳炎、日本紅斑熱、ツツガムシ病などに感染し、重症化し死に至るケースもあります。

野外活動後は入浴しマダニに咬まれていないか確認してください。特に、わきの下、足の付け根、膝の裏、胸の下、頭部(髪の毛の中)などが要注意箇所です。

◆マダニに咬まれないための注意点

①肌の露出を少なくする。 ②足を完全に覆う靴を履く。 ③明るい色の服を着る。 ④虫よけ剤を使用する。

◆マダニに咬まれたときの対処法

◆無理に引き抜かず、医療機関で処置(除去と洗浄)してもらおう。

◆マダニは人や動物に取付くと、皮膚に口器を突き刺し、長時間(数日～10 日間以上)吸血するため、無理に引き抜くと、口器が皮膚内に残って化膿したり、マダニの体液を逆流させてしまいます。また、咬まれたら数週間は体調の変化に注意し、発熱等の症状が認められた場合は医療機関で診察を受けてください。



7 除草作業等夏場(酷暑時期)作業ガイドライン ～熱中症対策～



公益社団法人さつま町シルバー人材センター／安全適正就業推進委員会（令和3年7月作成）

このガイドライン（指針）は、シルバー事業の理念（自主・自立、共働・共助）のもと、請負就業中において、現場責任者等会員が安全就業を確保するために、一応の目安及び参考とするポイントをまとめたものです。

- 1 対象とする就業等 炎天下における除草、剪定・伐採、大工、左官、農作業など
- 2 対象とする時期と天候 概ね、梅雨明け時期から9月末までの酷暑日
- 3 熱中症対策参考事例①

※ 町内の土木業者等6社から熱中症対策を聞き取りまとめたものですが、6社とも基本的に雇用関係にある組織下での作業ですので、労働基準法など労働関係法令に基づくとともに、指揮命令系統の中で行われるものです。したがって、請負との就業体制や条件など本質が異なりますので、あくまでも参考としてください。

- (1) 10時・15時の休息は、15分～30分程度取っている。
- (2) 上記以外の休息は特に定めはないが、作業1時間ごとに5分～15分程度休んでいる。
- (3) 特別、暑さが厳しい日の日中は休む時がある。
- (4) 現場監督の指示で休んでいる。
- (5) 夏場作業着として、電動ファン付き作業服(1着)を支給している。
- (6) 会社でも、梅干し、塩飴、ポカリスエットなど飲料水を準備している。
- (7) 現場によっては、エアコンの利いた現場事務所で、休憩・昼食を取らせている。
- (8) 現場に、熱中症対策応急キットを備えている。
- (9) 従業員各自での対策も取らせている。



ア 体調不良の場合は申し出る。(申告制) イ 国・県道等は作業間の距離が長く目が届かないので、各自で休息を取らせている。 ウ 従業員同士で異変がないか様子を見るようにしている。

4 熱中症対策参考事例(仲間の知恵)②

仲間の会員が、熱中症対策として心掛けて取り組んでいる事例ですので、参考にしてください。

- (1) 早朝6時ごろから草刈りたいが、近所への騒音を配慮して7時ごろから始めている。
- (2) 麦わら帽子は優れものなので、加工してヘルメットに装着している。
- (3) 夏場は刈払い機の燃料をわざと半分にしていて、早めの燃料切れで、いやでも作業を中断することになるので、燃料補給時に自分も水分補給をし、脱水症状を防ぐようにしている。
- (4) 水だけでは塩分等を補えないので、スポーツドリンクや経口補水液を用意している。お金がかかるので、最近は梅酢を水とハチミツで割ったドリンクを使っている。お薦めです。

※ 経口補水液の作り方(レシピ) 水500ml + 塩1.5g + 砂糖又はハチミツ20g

- (5) 電動ファン付きの作業着は結構、快適です。



5 請負契約の特長

- (1) 「成果物の完成」を約束する契約によって定めた「期限までに」、「仕事を完成し、成果物を納めてもらう」ことに対して報酬を支払う。
- (2) 請負の発注者は、完成までの工程や作業方法などについて、請負った相手に対して指示は出せない。
- (3) 成果物によってのみ仕事の完成が判断され、その途中の工程や作業については、原則として関与できない。

6 請負契約と休憩・休息の関係

- (1) 成果物の完成を約束する契約による作業であるので、1日(7.5時間)の作業中の休憩・休息は請負者の判断に委ねられるものである。が…
- (2) 休憩・休息をとることで成果物の完成に影響があってはならない。影響があれば契約不履行となる。また、あまりにも頻繁に休憩・休息をとると、見積を含めた事前の契約の適正性・妥当性を問われることになる。
- (3) 雇用関係がなく労基法等の制度対象にならないため、センター全体における休憩・休息時間等の基準または設定ができないことが最大の実情(課題)である。

7 まとめ

以上、情報提供を含め夏場作業時の熱中症対策等安全就業の判断材料として整理しましたが、結論として請負作業は請負者の裁量による判断に委ねられることから、センターからの統一基準が提示できないということです。この点につきましては、請負の本質部分で大事なところですのでご理解をお願いします。

しかしながら、シルバー事業にとって安全就業の確保は最重要事項となっていますので、自分自身及び仲間の安全安心を確保しなければなりません。したがって、このガイドラインを最大限に活用されて「自主・自立、共働・共助」の理念の下に、仕事の請負人として安全就業の徹底と確保を図ってください。



8 6/10 刈払い機飛散事故“現場検証”！！

「後悔先に立たず」ですが「教訓」とすることができます。また、「教訓」としなければなりません。

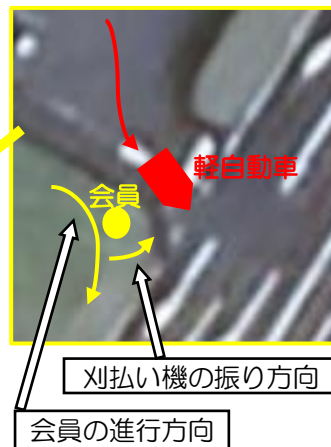
6月10日(月)に発生した刈払い機使用中による飛散事故について、検証をしてみました。事故要因とともに、事故を回避できたかもしれない、その対策が見えてきました。今回の事故発生の状況は次のとおりです。

チップソーによる刈り払い作業中、飛散物により軽自動車の運転席窓ガラスを破損したものの。事故現場となった宮之城鉄道記念館は、過去の除草作業実績において飛び石による事故は発生しておらず、飛散物となり得る石などの対象物はないだろう。飛散防止対策は必要ないだろうという実績に対する過信があった。

(センターの傷害事故等の発生状況から)

以上が事故発生状況ですが、これでは現実感、切迫感が湧かない、伝わらないと思います。

それでは、現場検証に入ります。下記は、現場の平面的・立体的な位置と作業装備及び状況等です。



会員と車間 2m以内
会員から見て9時方向
に飛散(飛び率が高い)

《当該作業の装備及び状況等》

- 背負式刈払い機 ● チップソー装着 ● 刈刃を域外(車道側)へ振っていた ● 刈刃の回転数が上がり気味だった ● 飛散防止ネット未使用 ● 左後方からの車の接近に気付かなかった ● 運転席窓ガラス破損

現場検証の結果、「れば…たら…」の話になりますが、次のような作業態様を取っていたら、事故を回避できたかもしれません。「後悔後に立つ」を「教訓」としていただければ幸いです。

○いつものように自走式芝刈り機(モア)を使っていれば ○飛散防止ネットを使っていたら ○域内(内側)に向けて刈刃を振っていれば ○刈刃の回転数をもう少し落としていたら ○周囲を確認していれば

上記のようなことを、作業開始前に検討、確認し、行動することが、KYT(危険予知訓練)活動です。安全就業スローガンの「事故防止 一人ひとりの自覚なり」を唱和し、安全就業を確保してください。

国民生活センターの試験結果発表から
注) 刈払い機の刃に接触した小石は最大時速 130 キロで飛散する。
注) 飛散した小石は 10m離れた自動車窓ガラスを砕く威力がある。
注) 飛散物は左側に多く飛び、全方位にも飛び。

9 飛散防止ネットで安心安全！

センターには、移動式飛散防止ネット3枚を整備してあります。

ネット使用は、持ち役が必要なことから、人員増による作業料金の増額と若干の作業時間の超過になりますが、刈刃で飛び散る小石等を防止でき、飛散事故の抑止と安全安心の確立が確実に上がります。

安全安心の作業環境が整えられますので、積極的な活用をお願いします。



宮之城文化C国道側の作業風景

